

令和3年6月18日

# 記者発表配付資料

- 令和3年6月高知県議会定例会提出予定案件概要
- 令和3年6月高知県議会定例会提出予定議案目録
- 令和3年6月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明
- 令和3年6月補正予算（案）の概要

# 令和3年6月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 24件

|           |       |     |
|-----------|-------|-----|
| 令和3年度補正予算 | ----- | 1件  |
| 条例その他議案   | ----- | 19件 |
| 報告議案      | ----- | 4件  |

1 令和3年度補正予算 ----- 1件

|      | (補正額)        | (累計額)         |
|------|--------------|---------------|
| 一般会計 | 10,064,352千円 | 476,004,316千円 |

2 条例その他議案 ----- 19件

|       |       |     |
|-------|-------|-----|
| 条例議案  | ----- | 15件 |
| その他議案 | ----- | 4件  |

3 報告議案 ----- 4件

|        |       |    |
|--------|-------|----|
| 専決処分報告 | ----- | 4件 |
|--------|-------|----|

# 令和3年6月高知県議会定例会提出予定議案目録

## ○ 予 算

第 1 号 令和3年度高知県一般会計補正予算

## ○ 条 例 そ の 他

第 2 号 高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例議案

第 3 号 高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案

第 4 号 高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案

第 5 号 高知県個人情報保護条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案

第 6 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案

第 7 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案

第 8 号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案

第 9 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

第 10 号 高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案

第 11 号 高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案

第 12 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

第 13 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案

第 14 号 高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案

第 15 号 高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案

第 16 号 高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案

第 17 号 県有財産（航空機）の取得に関する議案

第 18 号 県有財産（教学機器）の取得に関する議案

第 19 号 都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金（久万川橋耐震・補強）工事請負契約の締結に関する議案

第 20 号 国道 493 号（北川道路）道路改築（和田トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

○ 報 告

- 報第 1 号 令和 2 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第 2 号 令和 3 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第 3 号 令和 3 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第 4 号 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告

# 令和3年6月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

## 第 2 号 高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例議案

(税務課)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）が施行されたことを考慮し、過疎地域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業用設備、情報サービス業等用設備、農林水産物等販売業用設備又は旅館業用設備の取得等をした者等に対して課する事業税及び不動産取得税について課税免除をすることとし、当該課税免除措置に関し必要な事項を定めるとともに、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第32号）の施行により地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）が一部改正されたことに伴い、課税免除措置の適用要件としての施設の取得の期間を地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画に係る主務大臣の同意の日から令和5年3月31日までに変更することとする等必要な改正をしようとするもの

## 第 3 号 高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案

(福祉指導課)

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第80号）の施行による救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）の一部改正により、適切なハラスメント対策、感染症又は非常災害の発生時における業務継続計画の策定並びに業務継続のために必要な研修及び訓練の定期的な実施等並びに感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のために必要な措置の強化が義務付けられること等を考慮し、規定の整理をする等必要な改正をしようとするもの

## 第 4 号 高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案

(人権・男女共同参画課)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）の施行による婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）の一部改正により、作成等を書面で行うこととされているものを電磁的記録によることが認められることを考慮し、規定の整理をする等必要な改正をしようとするもの

**第 5 号 高知県個人情報保護条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案**

(法務文書課、市町村振興課)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、関係条例について同法の引用規定の整理をしようとするもの

**第 6 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案**

(職員厚生課)

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第17号）の施行により日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をしようとするもの

**第 7 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案**

(税務課)

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、個人の県民税、法人の事業税及び軽油引取税について必要な改正をすることとし、併せて県民税の法人税割の税率の特例措置について適用期限の延長をしようとするもの

**第 8 号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案**

(税務課)

離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第32号）の施行により半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）が一部改正されたことを考慮し、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税措置の適用要件としての製造事業用設備等の新增設をし、及び当該製造事業用設備等を製造の事業等の用に供する期限の延長をすることとし、併せて過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の施行による租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第119号）の施行による租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の一部改正がされたことに伴う同法及び同令の引用規定の整理等をしようとするもの

## 第 9 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

(薬務衛生課)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の一部改正等を考慮し、薬局の機能に関する認定制度の創設に伴う当該認定等の申請に対する審査等に係る手数料、医薬品等の変更計画の確認及び計画に従った変更に係る事前届出制の創設に伴う当該変更計画の適合性の調査に係る手数料、医薬品等の保管のみを行う製造所の登録等の申請に対する審査等に係る手数料等を新たに徴収することとするとともに、医薬品等の製造管理又は品質管理の方法に関する調査の見直しによる事務量の増加等に伴い手数料の額を改定することとし、併せて同法等の引用規定の整理をしようとするもの

- ・ 認定薬局制度

認定に係る申請手数料の新設 11,000円（新規・更新）

- ・ 製造工程の区分ごとの調査

製造区分ごとの申請手数料の新設 38,900円～144,600円（基本料）

700円～10,900円（業者・品目ごとの加算）

- ・ 変更計画の確認に伴う調査

製造区分ごとの申請手数料の新設 14,900円～71,600円

- ・ 医薬品等の保管のみを行う調査

製造区分ごとの登録申請手数料の新設 31,800円～38,900円（新規）

22,400円（更新）

など

## 第 10 号 高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案

(地域福祉政策課、幼保支援課)

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）が失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が施行されたことに伴い、関係条例について過疎地域の定義等に係る引用規定の整理をしようとするもの

## 第 11 号 高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案

(高齢者福祉課)

厚生労働大臣が3年ごとに定める財政安定化基金拠出率を規定する介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令(平成11年厚生省令第43号)が介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第35号)の施行により一部改正されたことを考慮し、財政安定化基金拠出率を標準として定める市町村の拠出率を改めるとともに、これまでの高知県介護保険財政安定化基金の運営状況を考慮し、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により県が当該基金に繰り入れなければならない額の算定の基礎となる当該拠出率の特例を令和5年度まで延長することとし、併せて介護保険法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第97号)の施行による介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成10年政令第413号)の一部改正を考慮し、令和3年度から令和5年度まで及び令和6年度から令和8年度までの基金事業に係る貸付金の償還方法の特例を設けようとするもの

## 第 12 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

(障害福祉課、子ども・子育て支援課、幼保支援課)

その例によることとしている児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)が一部改正され、作成等又は交付等を書面で行うこととされているものを電磁的記録又は電磁的方法によることが認められること等を考慮し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第55号)の引用規定の整理をするとともに、その例によることとしている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が一部改正され、乳児院等の施設長の資格要件が変更されることを考慮し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第86号)の引用規定の整理をしようとするもの



### 第 13 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案

(国際交流課)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行により旅券法（昭和26年法律第267号）が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をしようとするもの

### 第 14 号 高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案

(県民生活課)

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の一部改正等により個人情報保護の強化、事務負担の軽減等がされたことに伴い、同法の引用規定の整理をするとともに、事業報告書等の公開等の際の個人の住所等の除外、役員報酬規程等の提出の際の内容に変更がないものの削減等必要な改正をしようとするもの

### 第 15 号 高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案

(道路課、交通規制課)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の一部改正により旅客特定車両停留施設に係る道路管理者の基準適合義務等が創設されたことに伴う移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第12号）の施行による移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）の一部改正及び視覚障害者の移動の安全を確保するための高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成18年国家公安委員会規則第28号）の一部改正がされたことを考慮し、特定道路の構造に関する基準としての旅客特定車両停留施設の構造に関する基準並びに重点整備地区の信号機等に関する基準としての視覚障害者の移動を補助する歩行者支援装置に関する基準をそれぞれ追加する等必要な改正をしようとするもの

### 第 16 号 高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案

(生活安全企画課)

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をしようとするもの

## 第 17 号 県有財産（航空機）の取得に関する議案

(消防政策課)

高知県消防防災航空センターに配備する航空機を予定金額2,442,000,000円で、東京都千代田区丸の内一丁目8番2号三井物産エアロスペース株式会社から買い入れることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 取得する航空機の種類及び数量  
消防防災ヘリコプター 一式
- (2) 機種名  
AW139
- (3) 製造者名  
レオナルド S. p. A.

## 第 18 号 県有財産（教学機器）の取得に関する議案

(総務事務センター)

高知県立室戸高等学校ほか35校及び高知県教育委員会事務局に配置する教学機器を予定金額438,416,000円で、高知市比島町二丁目4番33号四国通建株式会社高知支店から買い入れることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 取得する教学機器の種類  
県立学校学習者用携帯端末
- (2) 数量  
10,600台

## 第 19 号 都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金（久万川橋耐震・補強）工事請負契約の締結に関する議案

(土木政策課)

都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金（久万川橋耐震・補強）工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 工事名  
都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金（久万川橋耐震・補強）工事
- (2) 契約の方法  
一般競争入札
- (3) 契約金額  
825,000,000円
- (4) 契約の相手方  
高知市仁井田1625番地2  
大旺新洋・三谷組特定建設工事共同企業体
- (5) 完成期限  
令和5年3月25日

## 第 20 号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

(土木政策課)

国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル)工事は、一般競争入札により、契約金額2,986,924,000円(当初契約金額2,771,280,000円)で、高知市福井町743番地三井住友・田邊・山本・鍋島特定建設工事共同企業体と請負契約を締結し、令和4年3月8日を完成期限(当初完成期限同年1月31日)として施行中であるが、トンネル掘削の結果を受けて支保構造を見直し、補助工法を追加したこと等に伴い、契約金額を変更する必要性が生じたので、この工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び高知県契約条例(昭和39年高知県条例第2号)第3条の規定により、県議会の議決を求めるもの

|         |                |                  |
|---------|----------------|------------------|
|         | (変更前)          | (変更後)            |
| 契約金額の変更 | 2,986,924,000円 | → 4,296,892,000円 |

## 報第 1 号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

(財政課、地域福祉政策課、経営支援課)

地方交付税等の額の確定及び新型コロナウイルス感染症対策に要する経費について急施を要したため専決処分したもの

## 報第 2 号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

(経営支援課)

新型コロナウイルス感染症対策における営業時間短縮要請協力金に要する経費について急施を要したため専決処分したもの

## 報第 3 号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

(経営支援課)

新型コロナウイルス感染症対策における営業時間短縮要請協力金に要する経費について急施を要したため専決処分したもの

## 報第 4 号 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告

(税務課)

地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)が令和3年3月31日に公布されたこと等に伴い、個人の県民税、不動産取得税、軽油引取税及び自動車税について必要な改正をするため、高知県税条例等の一部を改正する条例を専決処分したもの

# 令和3年6月議会に提出する条例議案について

税 務 課

## 1 高知県税条例の一部を改正する条例

### (1) 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴う所要の改正及び県民税の法人税割の税率の特例措置について適用期限の延長を行うため、必要な改正をしようとするもの。

### (2) 主な改正内容

#### ○法人事業税（令和4年4月1日施行）

電気事業法（昭和39年法律第170号）の改正により、新たな事業類型として「配電事業」・「特定卸供給事業」が創設されることに伴い、事業特性を踏まえ、課税方式は以下のとおりとする。（令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用）

| 事業類型  | 課税方式  |
|---|---|
| 送配電<br>・一般送配電事業<br>・送電事業<br>・配電事業<br>・特定送配電事業 | 収入割1.0%   |
| 発電<br>・発電事業等<br>・特定卸供給事業                      | 【資本金1億円超の普通法人】<br>収入割0.75%、付加価値割0.37%、資本割0.15%<br>【資本金1億円以下の普通法人等】<br>収入割0.75%、所得割1.85% |

#### ○法人県民税（公布日施行）

県の主要政策に充てるために実施している法人県民税法人税割に係る0.8%分の超過課税について、適用期限を5年間延長する。

#### ア 延長の必要性

県の5つの基本政策（経済の活性化、日本一の健康長寿県づくり、教育の充実と子育て支援、南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化、インフラの充実と有効活用）と、5つの基本政策に横断的に関わる政策（中山間対策の充実・強化、少子化対策の充実・強化と女性の活躍の場の拡大、文化芸術とスポーツの振興）のための財源を確保するため。

#### イ 超過課税の税率

法人税割分1.8%のうち0.8%分（標準税率1.0%+超過税率0.8%）

#### ウ 適用要件（次のいずれかに該当する法人）

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ・保険業法に規定する相互会社
- ・法人税額が1,000万円を超える法人

#### エ 令和元年度実績

- ・超過課税分の税収額 267,669千円
- ・超過課税法人数 1,439社 / 課税法人数 14,187社

#### オ 適用期限

令和4年8月31日までに終了する事業年度  
→ 令和9年8月31日までに終了する事業年度

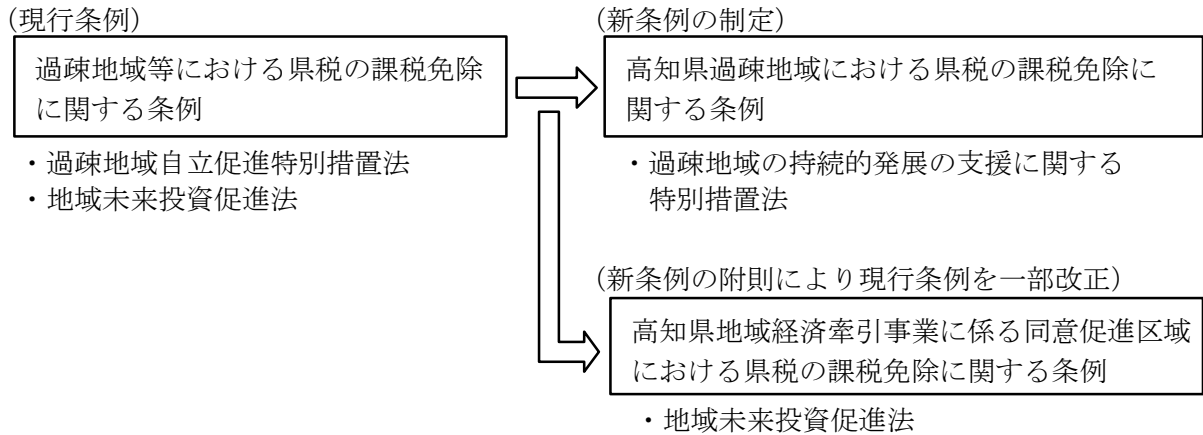
#### ○軽油引取税（公布日施行）

地方税関係書類における押印義務等の見直しに伴い、免税証の交付申請において、明細書への押印等を不要とする。

## 2 高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例

### (1) 趣旨

過疎地域自立促進特別措置法の期限到来により、過疎地域の「持続的発展」に資する産業振興をより効果的に促進するため、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「新過疎法」という。）が制定されたこと及び地域未来投資促進法（平成19年法律第40号）に関する省令改正を考慮し、過疎地域における県税の課税免除措置について必要な事項を定めるもの。



### (2) 主な内容

#### ア 新過疎法の制定に伴うもの（課税免除の対象となる事業者の要件）

| 項目        | 現行条例   | 新条例   |
|-----------|--|---|
| 対象地域      | 過疎地域   | 過疎地域持続的発展市町村計画（*1）の産業振興促進事項に記載された区域                       |
| 対象事業      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造業</li> <li>・ 旅館業（下宿業を除く）</li> <li>・ 農林水産物等販売業</li> <li>・ 畜産業、水産業（*2）</li> </ul> | 情報サービス業等（情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業等）を追加（*3）            |
| 対象税目      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業税</li> <li>・ 不動産取得税</li> </ul>  | 変更なし  |
| 取得価額      | 合計2,700万円超   | 資本金の規模に応じ、合計500万円以上まで引下げ                                  |
| 対象となる設備投資 | 新設、増設のみ  | 取得又は製作若しくは建設（建物等については、増築改築、修繕又は模様替のための工事による取得又は建設を含む）（*4） |
| 適用期限      | 令和3年3月31日まで  | 令和6年3月31日まで   |

（\*1） 過疎地域持続的発展市町村計画：主務大臣の同意を得た持続的発展方針に基づき市町村が定める計画

（\*2） 個人事業税の対象であり、事業を行った日数の合計が当該年の延べ労働日数の1/3～1/2の場合に限る

（\*3） 過疎地域持続的発展市町村計画において、振興すべき業種として定められた業種に限る

（\*4） 資本金の額が5,000万円超の法人は新設、増設のみ

## イ 地域未来投資促進法に関する省令改正に伴うもの

題名を「高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例」に改めるとともに、不動産取得税の課税免除の対象となる施設の設置期限を設定する。

| 対象地域           | 対象事業             | 対象税目       | 対象不動産                                     | 設置期限   |
|----------------|------------------|------------|---|--|
| 同意促進区域<br>(*1) | 地域経済牽引事業<br>(*2) | 不動産<br>取得税 | 取得価額が1億円<br>を超える家屋及び<br>その敷地である土<br>地(*3) | 基本計画の同意日から<br>起算して5年内<br>↓<br>基本計画の同意日から<br><u>令和5年3月31日まで</u><br>(*4) |

(\*1) 主務大臣の同意を得た基本計画において定められた促進区域（本県における基本計画において定められた促進区域：高知県全域及び物部川地域（南国市、香南市、香美市））

(\*2) 地域特性・高付加価値創出・地域への経済波及効果のある事業（事業指定なし）

(\*3) 農林漁業関連業種は5千万円

(\*4) 基本計画の同意日が平成30年4月1日～令和3年3月31日までの場合は従前の例による

## 3 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

不均一課税の適用期限を、令和3年3月31日から令和5年3月31日まで2年間延長する（令和3年4月1日遡及して適用）。

| 対象地域                       | 対象事業   | 対象税目                | 取得価額                  | 対象となる<br>設備投資 | 適用期限  |
|----------------------------|--|---------------------|-----------------------|---------------|---|
| 半島振興<br>対策実施<br>地域<br>(*1) | ・製造の事業<br>・旅館業（下宿業を除く）                             | ・事業税<br>・不動産<br>取得税 | 合計500万円<br>以上<br>(*2) | 新設、増設         | 令和3年<br>3月31日<br>↓<br><u>令和5年<br/>3月31日</u> |
|                            | ・有線放送業<br>・ソフトウェア業<br>・情報処理・提供サービス業<br>・農林水産物加工販売業 | ・事業税<br>・不動産<br>取得税 | 合計500万円<br>以上         | 新設、増設         |   |

(\*1) 半島振興対策実施地域のうち認定産業振興促進計画に記載された計画区域内

(\*2) 資本金が1,000万円超5,000万円以下の法人は1,000万円以上、5,000万円超の法人は2,000万円以上

# 報第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告の概要

地方交付税等の額の確定及び新型コロナウイルス感染症対策に要する経費について急施を要したため

専決処分したもの

## 一般会計総括

(1) 歳入

(単位 千円、%)

| 区分                  | 令和2年度         |           |               | 前年度最終計<br>(D) | 最終比<br>(C-D)/(D) |
|---------------------|---------------|-----------|---------------|---------------|------------------|
|                     | 2月現計(A)       | 補正額(B)    | 計(A+B=C)      |               |                  |
| (1) 一般財源            | 314,124,961   |           | 314,124,961   | 304,890,864   | 3.0              |
| 県税                  | 64,650,587    |           | 64,650,587    | 64,671,322    | △ 0.0            |
| 地方消費税清算金            | 31,917,440    |           | 31,917,440    | 26,200,051    | 21.8             |
| 地方譲与税               | 12,498,916    |           | 12,498,916    | 13,441,791    | △ 7.0            |
| 地方交付税等(ア+イ)         | 189,389,095   | 566,481   | 189,955,576   | 187,101,263   | 1.5              |
| （うち地方交付税）ア          | (176,242,795) | (566,481) | (176,809,276) | (172,630,463) | (2.4)            |
| （うち臨時財政対策債）イ        | (13,146,300)  |           | (13,146,300)  | (14,470,800)  | (△ 9.2)          |
| 財調基金取崩              | 736,463       | △ 560,496 | 175,967       | 1,803,057     | △ 90.2           |
| その他                 | 14,932,460    | △ 5,985   | 14,926,475    | 11,673,380    | 27.9             |
| (2) 特定財源            | 239,888,067   | 3,335,541 | 243,223,608   | 168,940,870   | 44.0             |
| 国庫支出金               | 143,506,537   | 3,335,541 | 146,842,078   | 77,655,021    | 89.1             |
| 県債エ                 | 69,122,000    |           | 69,122,000    | 64,054,000    | 7.9              |
| （うち行政改革等推進債・退職手当債）オ | (3,000,000)   |           | (3,000,000)   | (6,000,000)   | (△ 50.0)         |
| 減債基金（ルール外分）等カ       | 4,122,020     |           | 4,122,020     | 5,807,788     | △ 29.0           |
| その他                 | 23,137,510    |           | 23,137,510    | 21,424,061    | 8.0              |
| 総計 (1)+(2)          | 554,013,028   | 3,335,541 | 557,348,569   | 473,831,734   | 17.6             |

|                     |            |           |            |            |        |
|---------------------|------------|-----------|------------|------------|--------|
| 県債計<br>(イ+エ:再掲)     | 82,268,300 |           | 82,268,300 | 78,524,800 | 4.8    |
| 財源不足額<br>(ウ+オ+カ:再掲) | 7,858,483  | △ 560,496 | 7,297,987  | 13,610,845 | △ 46.4 |

(2) 歳出

(単位 千円、%)

| 区分          | 令和2年度         |           |               | 前年度最終計<br>(D) | 最終比<br>(C-D)/(D) |
|-------------|---------------|-----------|---------------|---------------|------------------|
|             | 2月現計(A)       | 補正額(B)    | 計(A+B=C)      |               |                  |
| (1) 経常的経費   | 406,488,413   | 3,335,541 | 409,823,954   | 349,613,351   | 17.2             |
| 人件費         | 115,405,443   |           | 115,405,443   | 115,117,828   | 0.2              |
| （うち退職手当を除く） | (103,617,638) |           | (103,617,638) | (102,957,408) | (0.6)            |
| 扶助費         | 12,426,769    |           | 12,426,769    | 12,468,534    | △ 0.3            |
| 公債費         | 64,397,083    |           | 64,397,083    | 64,860,829    | △ 0.7            |
| その他         | 214,259,118   | 3,335,541 | 217,594,659   | 157,166,160   | 38.4             |
| (2) 投資的経費   | 147,524,615   |           | 147,524,615   | 124,218,383   | 18.8             |
| 普通建設事業費     | 139,049,300   |           | 139,049,300   | 112,635,231   | 23.5             |
| 補助事業費       | 106,760,623   |           | 106,760,623   | 82,267,227    | 29.8             |
| 単独事業費       | 32,288,677    |           | 32,288,677    | 30,368,004    | 6.3              |
| 災害復旧事業費     | 8,475,315     |           | 8,475,315     | 11,583,152    | △ 26.8           |
| 総計 (1)+(2)  | 554,013,028   | 3,335,541 | 557,348,569   | 473,831,734   | 17.6             |

## 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分について

令和3年3月31日

総務部財政課

### 1 補正予算の趣旨

地方交付税等の額の確定及び新型コロナウイルス感染症対策に要する経費について急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを。

### 2 専決処分日 令和3年3月31日（水）

### 3 補正予算額 3,335,541千円 (補正後の一般会計予算額 557,348,569千円)

### 4 補正予算の内容

#### 【歳出】

|                                |             |
|--------------------------------|-------------|
| ・ 生活福祉資金貸付事業費補助金               | 1,735,541千円 |
| ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金積立金 | 1,600,000千円 |
| 合 計                            | 3,335,541千円 |

#### 【歳入】

|               |             |
|---------------|-------------|
| ・ 地方交付税       | 566,481千円   |
| ・ 交通安全対策特別交付金 | △5,985千円    |
| ・ 国庫支出金       | 3,335,541千円 |
| ・ 繰入金         | △560,496千円  |
| 合 計           | 3,335,541千円 |



## 報第2号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告の概要

新型コロナウイルス感染症対策における営業時間短縮要請協力金に要する経費について急施を要したため  
専決処分したもの

### 一般会計総括

#### (1) 歳入

(単位 千円、%)

| 区 分                     | 令 和 3 年 度     |           |               | 前年度当初<br>(D)  | 前年度当初比増減<br>(C-D)/(D) |
|-------------------------|---------------|-----------|---------------|---------------|-----------------------|
|                         | 現計予算(A)       | 補正額(B)    | 計 (A+B=C)     |               |                       |
| (1) 一般財源                | 317,058,858   |           | 317,058,858   | 316,131,332   | 0.3                   |
| 県 税                     | 62,999,079    |           | 62,999,079    | 67,169,162    | △ 6.2                 |
| 地方消費税清算金                | 32,152,088    |           | 32,152,088    | 32,530,717    | △ 1.2                 |
| 地方譲与税                   | 10,249,164    |           | 10,249,164    | 15,028,535    | △ 31.8                |
| 地方交付税等 (ア+イ)            | 201,247,000   |           | 201,247,000   | 188,708,000   | 6.6                   |
| (うち地方交付税) ア             | (179,629,000) |           | (179,629,000) | (174,918,000) | (2.7)                 |
| (うち臨時財政対策債) イ           | (21,618,000)  |           | (21,618,000)  | (13,790,000)  | (56.8)                |
| 財調基金取崩                  |               |           |               | 2,000,000     | △ 100.0               |
| その他                     | 10,411,527    |           | 10,411,527    | 10,694,918    | △ 2.6                 |
| (2) 特定財源                | 146,429,606   | 1,430,700 | 147,860,306   | 147,081,668   | 0.5                   |
| 国庫支出金                   | 72,286,300    | 1,430,700 | 73,717,000    | 68,871,995    | 7.0                   |
| 県 債 エ                   | 44,067,000    |           | 44,067,000    | 50,431,000    | △ 12.6                |
| (うち行政改革推進債・<br>退職手当債) オ | (3,000,000)   |           | (3,000,000)   | (3,000,000)   |                       |
| 減債基金(ルール外分)等 カ          | 4,499,364     |           | 4,499,364     | 4,122,020     | 9.2                   |
| その他                     | 25,576,942    |           | 25,576,942    | 23,656,653    | 8.1                   |
| 総計 (1)+(2)              | 463,488,464   | 1,430,700 | 464,919,164   | 463,213,000   | 0.4                   |

|                     |            |  |            |            |        |
|---------------------|------------|--|------------|------------|--------|
| 県債計<br>(イ+エ:再掲)     | 65,685,000 |  | 65,685,000 | 64,221,000 | 2.3    |
| 財源不足額<br>(ウ+オ+カ:再掲) | 7,499,364  |  | 7,499,364  | 9,122,020  | △ 17.8 |

#### (2) 歳出

(単位 千円、%)

| 区 分         | 令 和 3 年 度     |           |               | 前年度当初<br>(D)  | 前年度当初比増減<br>(C-D)/(D) |
|-------------|---------------|-----------|---------------|---------------|-----------------------|
|             | 現計予算(A)       | 補正額(B)    | 計 (A+B=C)     |               |                       |
| (1) 経常的経費   | 372,633,812   | 1,430,700 | 374,064,512   | 359,576,582   | 4.0                   |
| 人 件 費       | 116,273,538   |           | 116,273,538   | 115,667,710   | 0.5                   |
| (うち退職手当を除く) | (102,420,582) |           | (102,420,582) | (103,845,942) | (△ 1.4)               |
| 扶 助 費       | 12,443,319    |           | 12,443,319    | 12,309,498    | 1.1                   |
| 公 債 費       | 64,203,009    |           | 64,203,009    | 65,231,709    | △ 1.6                 |
| その他         | 179,713,946   | 1,430,700 | 181,144,646   | 166,367,665   | 8.9                   |
| (2) 投資的経費   | 90,854,652    |           | 90,854,652    | 103,636,418   | △ 12.3                |
| 普通建設事業費     | 84,192,058    |           | 84,192,058    | 97,094,592    | △ 13.3                |
| 補助事業費       | 57,814,979    |           | 57,814,979    | 66,354,251    | △ 12.9                |
| 単独事業費       | 26,377,079    |           | 26,377,079    | 30,740,341    | △ 14.2                |
| 災害復旧事業費     | 6,662,594     |           | 6,662,594     | 6,541,826     | 1.8                   |
| 総計 (1)+(2)  | 463,488,464   | 1,430,700 | 464,919,164   | 463,213,000   | 0.4                   |

## 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分について

令和3年5月25日

総務部財政課

### 1 補正予算の趣旨

新型コロナウイルス感染症対策における営業時間短縮要請協力金に要する経費について急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものの。

2 専決処分日 令和3年5月25日（火）

3 補正予算額 1,430,700 千円  
(補正後の一般会計予算額 464,919,164 千円)

### 4 補正予算の内容

#### 【歳出】

|               |              |
|---------------|--------------|
| ・ 営業時間短縮要請協力金 | 1,430,700 千円 |
| 合 計           | 1,430,700 千円 |

#### 【歳入】

|         |              |
|---------|--------------|
| ・ 国庫支出金 | 1,430,700 千円 |
| 合 計     | 1,430,700 千円 |

# 報第3号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告の概要

新型コロナウイルス感染症対策における営業時間短縮要請協力金に要する経費について急施を要したため  
専決処分したもの

## 一般会計総括

### (1) 歳入

(単位 千円、%)

| 区 分                     | 令 和 3 年 度     |           |               | 前年度5月補正後<br>(D) | 前年度5月比増減<br>(C-D)/(D) |
|-------------------------|---------------|-----------|---------------|-----------------|-----------------------|
|                         | 現計予算(A)       | 補正額(B)    | 計(A+B=C)      |                 |                       |
| (1) 一般財源                | 317,058,858   |           | 317,058,858   | 317,939,543     | △ 0.3                 |
| 県 税                     | 62,999,079    |           | 62,999,079    | 67,169,162      | △ 6.2                 |
| 地方消費税清算金                | 32,152,088    |           | 32,152,088    | 32,530,717      | △ 1.2                 |
| 地方譲与税                   | 10,249,164    |           | 10,249,164    | 15,028,535      | △ 31.8                |
| 地方交付税等 <sup>(ア+イ)</sup> | 201,247,000   |           | 201,247,000   | 188,708,000     | 6.6                   |
| (うち地方交付税) ア             | (179,629,000) |           | (179,629,000) | (174,918,000)   | (2.7)                 |
| (うち臨時財政対策債) イ           | (21,618,000)  |           | (21,618,000)  | (13,790,000)    | (56.8)                |
| 財調基金取崩                  |               |           |               | 3,808,211       | △ 100.0               |
| その他                     | 10,411,527    |           | 10,411,527    | 10,694,918      | △ 2.6                 |
| (2) 特定財源                | 147,860,306   | 1,020,800 | 148,881,106   | 152,945,966     | △ 2.7                 |
| 国庫支出金                   | 73,717,000    | 1,020,800 | 74,737,800    | 73,607,045      | 1.5                   |
| 県 債 エ                   | 44,067,000    |           | 44,067,000    | 50,431,000      | △ 12.6                |
| (うち行政改革推進債・<br>退職手当債) オ | (3,000,000)   |           | (3,000,000)   | (3,000,000)     |                       |
| 減債基金(ルール外分)等 カ          | 4,499,364     |           | 4,499,364     | 4,122,020       | 9.2                   |
| その他                     | 25,576,942    |           | 25,576,942    | 24,785,901      | 3.2                   |
| 総計 (1)+(2)              | 464,919,164   | 1,020,800 | 465,939,964   | 470,885,509     | △ 1.1                 |

|                     |            |  |            |            |        |
|---------------------|------------|--|------------|------------|--------|
| 県債計<br>(イ+エ:再掲)     | 65,685,000 |  | 65,685,000 | 64,221,000 | 2.3    |
| 財源不足額<br>(ウ+オ+カ:再掲) | 7,499,364  |  | 7,499,364  | 10,930,231 | △ 31.4 |

### (2) 歳出

(単位 千円、%)

| 区 分         | 令 和 3 年 度     |           |               | 前年度5月補正後<br>(D) | 前年度5月比増減<br>(C-D)/(D) |
|-------------|---------------|-----------|---------------|-----------------|-----------------------|
|             | 現計予算(A)       | 補正額(B)    | 計(A+B=C)      |                 |                       |
| (1) 経常的経費   | 374,064,512   | 1,020,800 | 375,085,312   | 367,125,111     | 2.2                   |
| 人 件 費       | 116,273,538   |           | 116,273,538   | 115,669,676     | 0.5                   |
| (うち退職手当を除く) | (102,420,582) |           | (102,420,582) | (103,845,942)   | (△ 1.4)               |
| 扶 助 費       | 12,443,319    |           | 12,443,319    | 12,471,011      | △ 0.2                 |
| 公 債 費       | 64,203,009    |           | 64,203,009    | 65,231,709      | △ 1.6                 |
| その他         | 181,144,646   | 1,020,800 | 182,165,446   | 173,752,715     | 4.8                   |
| (2) 投資的経費   | 90,854,652    |           | 90,854,652    | 103,760,398     | △ 12.4                |
| 普通建設事業費     | 84,192,058    |           | 84,192,058    | 97,218,572      | △ 13.4                |
| 補助事業費       | 57,814,979    |           | 57,814,979    | 66,464,767      | △ 13.0                |
| 単独事業費       | 26,377,079    |           | 26,377,079    | 30,753,805      | △ 14.2                |
| 災害復旧事業費     | 6,662,594     |           | 6,662,594     | 6,541,826       | 1.8                   |
| 総計 (1)+(2)  | 464,919,164   | 1,020,800 | 465,939,964   | 470,885,509     | △ 1.1                 |

## 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分について

令和3年6月7日

総務部財政課

### 1 補正予算の趣旨

新型コロナウイルス感染症対策における営業時間短縮要請協力金に要する経費について急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものの。

2 専決処分日 令和3年6月7日（月）

3 補正予算額 1,020,800 千円  
（補正後の一般会計予算額 465,939,964 千円）

### 4 補正予算の内容

#### 【歳出】

|               |              |
|---------------|--------------|
| ・ 営業時間短縮要請協力金 | 1,020,800 千円 |
| 合 計           | 1,020,800 千円 |

#### 【歳入】

|         |              |
|---------|--------------|
| ・ 国庫支出金 | 1,020,800 千円 |
| 合 計     | 1,020,800 千円 |

## 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

令和3年3月専決  
税務課

### 1. 主な改正項目

#### (1) 個人県民税

所得税において、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の適用期限の延長等の措置（令和4年末までの入居者を対象とする等）が講じられることに伴い、当該措置の対象者についても、所得税から控除しきれなかった額を、現行制度と同じ控除限度額（※）の範囲内で個人県民税から控除する（減収分は、地方特例交付金により全額国費で補填）。

（※）所得税の課税総所得金額等の2.8%（上限金額54,600円）

#### (2) 不動産取得税

税率の特例措置・宅地評価土地の課税標準の特例措置の適用期限を3年間延長（令和6年3月31日まで）。

##### 【特例措置の内容】

- ・住宅・土地に係る税率の特例（本則4% → 付則3%）
- ・宅地評価土地（住宅用地・商業地等）に係る課税標準の特例（評価額を1/2に圧縮）

#### (3) 軽油引取税

課税免除の特例措置の適用期限を3年間延長（令和6年3月31日まで）。

ただし、鉱さいバラス製造業及び廃棄物処理事業のうち産業廃棄物処分業については中小事業者等に限定。

#### (4) 自動車税

##### ア 環境性能割の税率区分の見直し

令和2年度末が見直しの時期となっている自動車税環境性能割の税率区分について、軽減された税率が適用される対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな燃費基準（令和12年度）の下で税率区分を見直し。

なお、クリーンディーゼル車については、燃費性能の達成状況や普及の状況等を総合的に勘案し、構造要件による非課税の対象から除外した上で、市場への配慮等の観点も踏まえ、2年間の激変緩和措置を講じる。

##### イ 環境性能割の臨時的軽減の延長

自家用乗用車を取得した場合、自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする（減収分は、地方特例交付金により全額国費で補填）。

【環境性能割の税率区分の見直し及び臨時的軽減の延長（自家用乗用車の場合）】

(現行)

(改正後)

| 区 分   |                       | 税率  | 臨時的軽減<br>(R3.3.31<br>まで) |    |
|---|-----------------------|-----|--------------------------|----|
| 電気自動車<br>燃料電池自動車<br>天然ガス自動車<br>プラグインハイブリッド車<br>クリーンディーゼル車 |                       | 非課税 | 非課税                      |    |
| ハイブリッド車<br>LPG車<br>クリーンディーゼル車                             | 令和2年度<br>基準<br>+20%達成 |     |                          | 1% |
|   | 令和2年度<br>基準<br>+10%達成 |     |                          |    |
|   | 令和2年度<br>基準達成         |     |                          | 1% |
| 上 記 以 外   |                       | 3%  | 2%                       |    |



| 区 分   |                       | 税率  | 臨時的軽減<br>(R3.12.31<br>まで) |    |
|---|-----------------------|-----|---------------------------|----|
| 電気自動車<br>燃料電池自動車<br>天然ガス自動車<br>プラグインハイブリッド車 |                       | 非課税 | 非課税                       |    |
| ハイブリッド車<br>LPG車<br>クリーンディーゼル車(※)            | 令和12年度<br>基準<br>85%達成 |     |                           | 1% |
|   | 令和12年度<br>基準<br>75%達成 |     |                           |    |
|   | 令和12年度<br>基準<br>60%達成 |     |                           | 2% |
| 上 記 以 外<br>又は令和2年度基準<br>未達成車                |                       | 3%  | 2%                        |    |

※クリーンディーゼル車の経過措置

| 区 分                      | 令和3年4月から<br>令和4年3月まで | 令和4年4月から<br>令和5年3月まで |
|--------------------------|----------------------|----------------------|
| 令和12年度基準60%以上達成車         | 非課税                  | 非課税                  |
| 上 記 以 外<br>又は令和2年度基準未達成車 | 非課税                  | 3%                   |

## ウ 種別割のグリーン化特例の見直し・延長

自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）について、重点化及び基準の切り替え等を行った上で2年間延長。

また、グリーン化特例（重課）についても、現行の措置を2年間延長。

### 【グリーン化特例（軽課）の見直し（自家用乗用車の場合）】

（現行）

取得期間：平成31年4月1日  
～令和3年3月31日

軽課年度：取得の翌年度分のみ

| 区 分   | 軽減率       |
|---|-----------|
| 電気自動車<br>燃料電池自動車<br>プラグインハイブリッド車<br>天然ガス自動車<br>クリーンディーゼル車 | 75%<br>軽減 |
| 令和2年度基準+30%達成   |           |
| 令和2年度基準+10%達成   | 50%<br>軽減 |

（改正後）

取得期間：令和3年4月1日  
～令和5年3月31日

軽課年度：取得の翌年度分のみ

| 区 分   | 軽減率       |
|---|-----------|
| 電気自動車<br>燃料電池自動車<br>プラグインハイブリッド車<br>天然ガス自動車 | 75%<br>軽減 |

グリーン化特例（軽課）の対象外とすること  
 について令和元年7月条例改正済

### 【グリーン化特例（重課）の延長】

（現 行）令和2・3年度に課税対象となる自動車

・平成31年4月1日から令和3年3月31日の間に新車新規登録から、  
 ガソリン車、LPG車は13年以上、ディーゼル車は11年以上となる  
 自動車（※）の令和2・3年度課税分



（改正後）令和4・5年度に課税対象となる自動車

・令和3年4月1日から令和5年3月31日の間に新車新規登録から、  
 ガソリン車、LPG車は13年以上、ディーゼル車は11年以上となる  
 自動車（※）の令和4・5年度課税分

○税率：概ね15%重課（バス・トラックは10%重課）

※一般乗合用バス、被けん引自動車、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車は対象外

2. 施行期日 **令和3年4月1日**

# 令和3年度 6月補正予算（案）の概要

---



令和3年6月  
高知県総務部財政課



感染予防、感染拡大防止の取組を徹底しつつ、感染拡大の影響を受けた事業者に対する支援を強化

## 1. 感染予防、感染拡大防止

3,915百万円

- ◆「職域接種支援プロジェクト」により、ワクチン接種をさらに加速
- ◆患者の入院病床や宿泊療養施設を確保するなど、医療提供体制を強化
- ◆飲食店における感染防止対策を促進するための認証制度及び支援制度を創設
- ◆宿泊事業者が行う感染防止対策などを支援

など

## 2. 経済影響対策

5,465百万円  
(債務負担行為額 255百万円)

### (1) 事業の継続と雇用の維持

- ◆休業等により収入が減少し、生活が困窮する方への生活福祉資金貸付を拡充

既計上予算を活用し、飲食店等への営業時間短縮要請や県の対応ステージの引き上げにより影響を受けた事業者に対して、県独自の給付金を支給

### (2) 経済活動の回復、社会・経済構造の変化への対応

- ◆「コロナに負けるな！高知家応援プロジェクト」の展開により、県産品の地産地消と県内観光を促進
- ◆新製品の開発や新サービスの提供など、設備投資を伴う新たな取組に挑戦する事業者を支援

など

## 3. その他

684百万円  
(債務負担行為額 183千円)

- ◆感染予防、感染拡大防止や経済影響対策に機動的に対応するため、予備費を追加計上

など

# 6月補正予算（案）の全体像

## 歳入

(単位 千円、%)

| 区 分                     | 令 和 3 年 度     |            |               | 前年度6月補正後<br>(D) | 前年度6月比増減<br>(C-D)/(D) |
|-------------------------|---------------|------------|---------------|-----------------|-----------------------|
|                         | 現計予算(A)       | 補正額(B)     | 計(A+B=C)      |                 |                       |
| (1) 一 般 財 源             | 317,058,858   | 601,634    | 317,660,492   | 317,990,967     | △ 0.1                 |
| 県 税                     | 62,999,079    |            | 62,999,079    | 67,169,162      | △ 6.2                 |
| 地方消費税清算金                | 32,152,088    |            | 32,152,088    | 32,530,717      | △ 1.2                 |
| 地方譲与税                   | 10,249,164    |            | 10,249,164    | 15,028,535      | △ 31.8                |
| 地方交付税等 <sup>(7+イ)</sup> | 201,247,000   |            | 201,247,000   | 188,708,000     | 6.6                   |
| (うち地方交付税) ア             | (179,629,000) |            | (179,629,000) | (174,918,000)   | (2.7)                 |
| (うち臨時財政対策債) イ           | (21,618,000)  |            | (21,618,000)  | (13,790,000)    | (56.8)                |
| 財調基金取崩                  |               | 601,634    | 601,634       | 3,823,107       | △ 84.3                |
| その他                     | 10,411,527    |            | 10,411,527    | 10,731,446      | △ 3.0                 |
| (2) 特 定 財 源             | 148,881,106   | 9,462,718  | 158,343,824   | 172,598,465     | △ 8.3                 |
| 国庫支出金                   | 74,737,800    | 9,432,715  | 84,170,515    | 93,268,225      | △ 9.8                 |
| 県 債 工                   | 44,067,000    | 6,000      | 44,073,000    | 50,436,000      | △ 12.6                |
| (うち行政改革推進債・<br>退職手当債) 才 | (3,000,000)   |            | (3,000,000)   | (3,000,000)     |                       |
| 減債基金(ルール外分)等 力          | 4,499,364     |            | 4,499,364     | 4,122,020       | 9.2                   |
| その他                     | 25,576,942    | 24,003     | 25,600,945    | 24,772,220      | 3.3                   |
| 総計(1)+(2)               | 465,939,964   | 10,064,352 | 476,004,316   | 490,589,432     | △ 3.0                 |

|                     |            |         |            |            |        |
|---------------------|------------|---------|------------|------------|--------|
| 県債計<br>(イ+イ:再掲)     | 65,685,000 | 6,000   | 65,691,000 | 64,226,000 | 2.3    |
| 財源不足額<br>(イ+イ+力:再掲) | 7,499,364  | 601,634 | 8,100,998  | 10,945,127 | △ 26.0 |

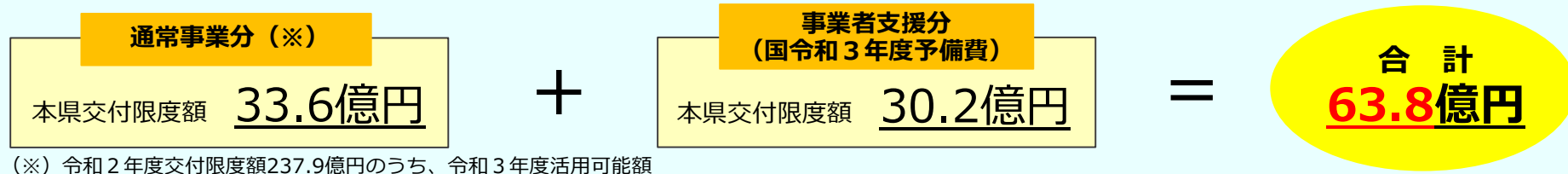
## 歳出

(単位 千円、%)

| 区 分           | 令 和 3 年 度     |            |               | 前年度6月補正後<br>(D) | 前年度6月比増減<br>(C-D)/(D) |
|---------------|---------------|------------|---------------|-----------------|-----------------------|
|               | 現計予算(A)       | 補正額(B)     | 計(A+B=C)      |                 |                       |
| (1) 経 常 的 経 費 | 375,085,312   | 8,479,557  | 383,564,869   | 386,805,567     | △ 0.8                 |
| 人 件 費         | 116,273,538   | 6,122      | 116,279,660   | 115,670,531     | 0.5                   |
| (うち退職手当を除く)   | (102,420,582) | (6,122)    | (102,426,704) | (103,845,942)   | (△ 1.4)               |
| 扶 助 費         | 12,443,319    |            | 12,443,319    | 12,477,163      | △ 0.3                 |
| 公 債 費         | 64,203,009    |            | 64,203,009    | 65,231,709      | △ 1.6                 |
| そ の 他         | 182,165,446   | 8,473,435  | 190,638,881   | 193,426,164     | △ 1.4                 |
| (2) 投 資 的 経 費 | 90,854,652    | 1,584,795  | 92,439,447    | 103,783,865     | △ 10.9                |
| 普通建設事業費       | 84,192,058    | 1,584,795  | 85,776,853    | 97,242,039      | △ 11.8                |
| 補助事業費         | 57,814,979    | 91,930     | 57,906,909    | 66,486,168      | △ 12.9                |
| 単独事業費         | 26,377,079    | 1,492,865  | 27,869,944    | 30,755,871      | △ 9.4                 |
| 災害復旧事業費       | 6,662,594     |            | 6,662,594     | 6,541,826       | 1.8                   |
| 総計(1)+(2)     | 465,939,964   | 10,064,352 | 476,004,316   | 490,589,432     | △ 3.0                 |

# 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用

## I. 本県の交付限度額（令和3年度地方単独事業分）



## II. 6月補正予算における主な活用事業（地方単独事業分）

【単位：百万円】

|   | R3当初予算～<br>6/7専決予算 | 6月補正   | 合計     |
|---|--------------------|--------|--------|
| <b>1. 感染予防、<br/>感染拡大防止</b>  | 6.4億円              | 10.3億円 | 16.7億円 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="color: purple;">●</span> 飲食店における感染防止対策を促進するための<br/>認証制度及び支援制度を創設 603</li> <li><span style="color: purple;">●</span> 宿泊事業者が行う感染防止対策などを支援 167</li> <li>○ 県立学校の感染症対策 195 など</li> </ul>   |                    |        |        |
| <b>2. 経済影響対策</b>  | 7.6億円              | 23.0億円 | 30.6億円 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「コロナに負けるな!高知家応援プロジェクト」の<br/>展開により、県産品の地産地消と県内観光を促進 426                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県産品地産地消キャンペーン 38</li> <li>・ 県産畜産物や水産物の学校給食への提供 174</li> <li>・ 高知県GoToEatキャンペーン 108 など（※高知観光トク割キャンペーンは、国補助金を活用して実施）</li> </ul> </li> <li><span style="color: purple;">●</span> 新製品の開発や新サービスの提供など、設備投資を伴う新たな取組に挑戦する事業者を支援 1,193</li> <li><span style="color: purple;">●</span> 県産品の輸出強化に向けた事業者の設備投資を支援 198 など</li> </ul> |                    |        |        |
| 合計額   | 14.0億円             | 33.3億円 | 47.3億円 |

● : 事業者支援分

## III. 今後の活用予定

- 今後の感染状況や経済状況に応じた、さらなる対策の実施 など

（※）営業時間短縮要請協力金の国負担分については実績額に応じて別途臨時交付金が配分されることから、当該金額は上記に含まない。

## － 主要な事業の概要 －

### 主要事業の概要

#### ○感染予防、感染拡大防止

- ・ 新型コロナウイルスワクチンの職域接種の推進 P6
- ・ 医療提供体制の充実 P8
- ・ 高知家あんしん会食推進の店認証制度の創設 P9
- ・ 宿泊事業者の感染防止対策等への支援 P10

#### ○経済影響対策

- ・ 事業活動に影響を受けた事業者の支援の拡充 【既計上予算対応】 P11
  - ・ 営業時間短縮要請対応臨時給付金
  - ・ 新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金
- ・ 地産地消キャンペーン「コロナに負けるな！高知家応援プロジェクト」の展開 P13
- ・ 外商活動や輸出に関する取組の拡大・強化 P14
- ・ 設備投資を伴う新たな取組に挑戦する事業者の支援 P15

### その他の主な事業

P17

ポイント

- 現在国が設定する優先接種順位に次いで**接種が急がれる職種**について、特に**接種の加速化が期待できる県中央部を中心に県営接種会場を設けて接種を実施**
- 接種の加速化に賛同する企業等における**職域単位の接種を支援**することにより、**市町村負担を軽減しつつ、県全体の接種を加速化**

事業スキーム

| 対 象                |                         | 支援内容  | 想定人数                 | 役割分担   |   |
|--------------------|-------------------------|---|----------------------|--|---|
|                    |                         |   |                      | 県  | 企業等   |
| 先行実施               | 教職員（公立学校）               | <b>県営接種会場での接種</b><br>・会場：高知新港客船ターミナル他<br>・期間：7月中旬～10月<br>・使用ワクチン：モデルナ（28日間隔で2回接種）<br>・輸送：シャトルバス運行 | 20,000人程度            | ・会場運営<br>・シャトルバス運行<br>・予約システム運用<br>・医療従事者確保<br>・医療従事者シフト管理<br>・VRS入力、接種費用の請求<br><br>(協力団体)<br>・高知県医師会<br>・高知県歯科医師会<br>・高知県薬剤師会<br>・高知県看護協会 | ・接種希望者取りまとめ<br>・予約システムへの登録<br>・接種券の発行依頼<br>・接種者に接種日時を周知                     |
|                    | 警察官                     |   |                      |  |   |
| 準備が整い次第実施          | 教職員（私立学校）               | <b>合同接種への支援</b><br>・関係団体の協力を得て合同接種を調整<br>・医療従事者の確保に向けた支援<br>・接種体制の構築に向けて、企業等へアドバイザーを派遣            | 高知市<br>所在職場に勤務する者を基本 | (協力団体)<br>・高知県医師会<br>・高知県歯科医師会<br>・高知県薬剤師会<br>・高知県看護協会   | ・接種希望者取りまとめ<br>・予約システムへの登録<br>・接種券の発行依頼<br>・接種者に接種日時を周知                     |
|                    | 保育士・幼稚園教諭               |   |                      |  |   |
|                    | 児童福祉施設等                 |   |                      |  |   |
|                    | 鍼灸院・接骨院等                |   |                      |  |   |
|                    | 中小企業<br>(飲食・宿泊・運輸業等を優先) |   |                      |  |   |
| 今後検討               | 県職員（知事部局等）              |   |                      |  |   |
| 対象者1,000人以上の企業・大学等 |                         | ・自ら接種体制を確保し実施することを要請<br>・接種体制の構築に係る相談支援   | 10,000人程度            | ・大企業等に対し職域接種の実施を要請<br>・大企業等からの相談への対応   | ・会場確保、医療従事者確保<br>・接種希望者取りまとめ<br>・接種券の発行依頼<br>・接種者に接種日時を周知<br>・VRS入力、接種費用の請求 |

\* VRS : ワクチン接種記録システム

## 狙い

県営接種会場の運営や企業・大学等が実施する職域接種を強力に推進するため、**健康政策部健康対策課内に「職域接種支援チーム」を設置する。**

## 設置期間

令和3年6月25日 ~ 令和3年10月31日（予定）

ワクチン接種推進監をトップとした  
時限的な**特別専任チーム**

## 役割

### 県営接種会場での接種、合同接種への支援

- ・会場運営
- ・シャトルバス運行
- ・予約システム運用
- ・医療従事者確保
- ・医療従事者シフト管理
- ・VRS入力、接種費用の請求



### 対象者1,000人以上の企業・大学等への支援

- ・大企業等に対し職域接種の実施を要請
- ・大企業等からの相談への対応

## 推進体制

### 【健康政策部】

ワクチン接種推進監

### 健康対策課

ワクチン接種推進室

新

職域接種支援チーム

6名体制

チーム長

チーフ

担当（4）

目的 **新型コロナウイルス感染者の大幅増に備えて、患者の入院病床や宿泊療養施設を確保するなど、医療提供体制を強化**

県内における医療提供体制の状況

背景・課題

<背景>

- 感染拡大に備えて、冬の1日当たり最大感染者数の2倍程度の人数に対応できる体制を整備するよう国から通知

<課題>

- 患者の大幅増に備えて、患者の入院病床や宿泊療養施設の確保が必要
- 感染症疑い患者の入院体制の強化が必要
- 意思疎通等が困難な感染症患者を受け入れる体制の強化が必要



病床の確保  
が必要



宿泊療養施設  
の確保が必要

対応

病床確保計画を改定 (5/31)

- 最大療養者数の見込みの見直し  
(1日当たり最大219名⇒380名)
- 確保病床を増床するとともに、宿泊療養施設を追加  
(入院即応病床208床⇒226床)  
(1施設(81室)⇒2施設(計221室))
- 感染症疑い患者の入院対応を行う医療機関を追加  
(27病院⇒29病院)
- 意思疎通等が困難な患者を受け入れる医療機関に対して、看護体制を拡充するための経費を支援

6月補正の内容

**拡** 新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金(空床補償) 947,742千円  
新たな病床確保により、必要となる空床補償額を増額

**拡** 宿泊療養施設運営委託料 822,998千円  
宿泊療養施設の確保により、必要となる経費を増額

**新** 新型コロナウイルス感染症患者受入促進交付金 84,150千円(うち、こうちふるさと寄附金基金24,000千円充当)  
認知症患者、精神障害者、知的障害者などの感染症患者の受入医療機関を増やすため、看護師等の追加配置に必要な経費を支援





ポイント

- 新型コロナウイルス感染症の感染リスクが続く中、利用者が安心して飲食できるよう、県が感染症対策に取り組む飲食店を認証する「**高知家あんしん会食推進の店認証制度**」を開始
- 感染症対策に取り組む飲食店を応援するため、**認証店には「高知家あんしん会食推進の店認証制度」応援金を支給**

1. 認証制度について

対象事業者

飲食店（約5,000店舗）

例）・レストラン、喫茶店、料理店、居酒屋、スナックなど  
（テイクアウト型、デリバリー型店舗は除く）  
・旅館・ホテル（宴会場、食事処など飲食提供の場に限る）

認証の流れ

認証の基準（※）  
（チェックリスト）に基づき、  
飲食店が感染対策を実施



対策できた飲食店から  
申請をいただき、現地  
を確認・認証



認証ステッカーを交付し、  
お店の名称、取組を県  
ホームページで公表

予算額 1.7 億円

申請受付期間

（既存施設）：8月上旬から12月28日まで  
（新規施設、認証後の変更申請）：令和4年2月14日まで

・認証後、感染対策が基準どおりに実施されていないことが  
確認された場合は、認証を取り消すことがあります



2. 応援金について

対象事業者

認証を取得した飲食店

支給額

**1店舗当たり10万円（定額給付）**

・アクリル板の購入費用等を想定

予算額

4.3億円（事務費含む）

・申請は4,000店舗程度を想定

支給スケジュール等

|        |           |
|--------|-----------|
| 申請受付開始 | 8月上旬      |
| 支給開始   | 8月下旬      |
| 受付終了   | 令和4年2月14日 |

（※）認証の基準（抜粋）

- ☑ 店内入り口に消毒設備を設置し、入店時等に、手指消毒を実施するように従業員が来店者に呼びかける
- ☑ 飲食時以外はマスク着用、定期的な手洗い・手指消毒を呼びかける
- ☑ 異なるグループ間が、相互に対人距離を最低1m以上確保できるようにテーブル等を配置又はパーテーションを設置している
- ☑ 常時換気、又は30分に1回以上の頻度で5分程度、2方向の窓を全開にするなどして十分な換気を行っている

⇒10月上旬以降、認証の取得を高知県GoToEatキャンペーンへの参加要件とする予定



ポイント

- 宿泊施設は、ロビー、宴会場、大浴場など多くの箇所で感染拡大防止対策が求められているとともに、ウィズコロナ・アフターコロナにおける旅行者のニーズやライフスタイルの変化を捉えた施設の改修や設備投資が必要
- ⇒県内の**宿泊事業者が行う感染拡大防止対策や新たな旅行ニーズに対応するための取組を支援**

**新** 宿泊施設感染拡大防止対策等支援事業費補助金の概要

1 補助対象事業

(1) 感染拡大防止対策に要する物品の購入等

- ・換気設備のリニューアル
- ・非接触化設備の導入（サーモグラフィ、洗面台の自動水栓化等）
- ・施設内装等の抗菌化・抗ウイルス化
- ・感染症対策の専門家による検証費用 など

(2) 新たな旅行ニーズに対応するための取組

- ・ワーケーションスペースの設置・機器の整備
- ・宴会場のリニューアル（個室化・個室化）
- ・部屋風呂、和洋室化等の客室改修 など

※令和2年5月14日以降に、実施したものが対象（ただし、国や県、市町村が実施する補助事業により支援を受けたものは除く。）



2 補助率及び補助上限額

補助率：**3 / 4 以内**  
（1 宿泊施設あたり**上限750万円**（下限10万円））

3 補助対象事業者

宿泊事業者  
（旅館業法の営業許可を受けた旅館・ホテル等）

4 スケジュール（予定）

7月中旬 申請受付開始  
8月以降 補助金交付決定

（注）令和4年1月末までに機器の導入、施設の整備等が完了する取組が対象



ポイント

飲食店等に対する営業時間の短縮要請(5/26～)や、県の対応ステージの「特別警戒」への引き上げ(5/24～)により、**影響を受けた事業者を幅広く支援するため、売上高に応じた県独自の給付金を支給**

|             |  |   |
|-------------|--|---|
| <p>対象者</p>  | <p>①営業時間の短縮要請に伴い営業時間を短縮した飲食店等と直接・間接の取引があったこと<br/>又は<br/>②営業時間の短縮要請や県の対応ステージの「特別警戒」への引き上げに伴う外出・移動の自粛により直接的・間接的な影響を受けたこと<br/>により、<b>令和3年5月又は6月の売上高が対前年比又は前々年比で▲30%以上減少した事業者</b></p>  | <p>&lt;飲食店等&gt;<br/>・高知市、四万十市の営業時間短縮要請の対象事業者は対象外<br/>・その他のエリアは、全飲食店等が対象</p> <p>&lt;飲食店等以外&gt;<br/>・県内全ての事業者が対象</p>  |
| <p>金額</p>   | <p>■個人、法人にかかわらず、営業時間短縮要請協力金と同様に前年又は前々年の売上高に応じて、給付上限額を設定</p> <p>■<b>25万円～75万円以内/月(売上減少額以内)</b><br/>※5月・6月合計で最大150万円</p> <div data-bbox="244 1029 1350 1176" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【参考】12月・1月の同給付金の上限額<br/>法人 40万円以内/月(売上減少額以内) ※12月・1月合計で最大80万円<br/>個人 20万円以内/月(売上減少額以内) ※12月・1月合計で最大40万円</p> </div> | <p>給付上限額 (売上減少額以内) 給付額/月のイメージ図 (営業日数30日/月の場合)</p> <p>万円</p> <p>75<br/>50<br/>25</p> <p>150 250 500 750 万円</p> <p>月売上高</p> <p>※売上高、売上減少額と営業日数によって、実際の給付上限額は変動します</p> |
| <p>事業費等</p> | <p>■事業費 11.7億円<br/>■事業者数 約5,000事業者 (延べ事業者数)</p>  | <p>&lt;支給スケジュール等(予定)&gt;<br/>①申請受付開始：6月28日<br/>②支給開始：7月中旬以降(できるだけ速やかに)<br/>③申請受付終了：9月30日(消印有効)</p>  |

## ポイント

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対し、**事業規模(従業員数)と影響度合いに応じた給付金を支給**

＜参考: 5月・6月の営業時間短縮要請による影響を踏まえた県の支援策＞

- ①「営業時間短縮要請協力金」…営業時間短縮要請期間(5/26～6/20)に協力した飲食店等の事業者に対して協力金を支給
- ②「営業時間短縮要請対応臨時給付金」…時短要請等により5月又は6月の売上高が前年又は前々年の同月比▲30%以上の事業者に対して給付金を支給

## 1. 給付金(12月～3月分)の概要【現行】

## 新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金

■対象者 **対象期間: 令和2年12月～令和3年3月**

以下の要件を満たす中小企業者等

- ①令和2年1月～12月の売上高が対前年比▲15%以上減少
- ②令和2年12月～令和3年3月までの間で**連続する2ヶ月**の売上高合計が前年(又は前々年)同期比▲30%以上減少

申請受付期間: R3. 3. 31～R3. 6. 30

## 【参考】給付額(1ヶ月)のイメージ

※社会保険料は1人当たり2万円/月で算出  
(実際の負担額によって給付額が異なる)

ケース① 従業員規模: 400人(社会保険加入対象300人)

中堅企業  
▲30%  
協力金等  
受給なし

社会保険料事業主負担: 月額600万円

600万円×30/50×2/3 = 240万円

▲50%を上限として減少幅に応じた影響率を適用 **給付額 240万円(2ヶ月で480万円)**

ケース② 従業員規模: 150人(社会保険加入対象100人)

中小企業  
▲30%  
協力金等  
50万円受給

社会保険料事業主負担: 月額200万円

(200万円 - 50万円)×30/50×2/3 = 60万円

協力金・給付金を受給している場合は同額を控除 **給付額 60万円(2ヶ月で120万円)**

## 2. 対象期間の追加と要件の緩和

**拡** 対象期間の追加: 令和3年5月～6月

(要件の緩和)  
月単位の申請可

(1)対象者

令和2年1月～12月の売上高が対前年比で▲15%以上減少しており、かつ、以下のいずれかの要件に該当する中小企業者等

- ①令和3年5月～6月の**連続する2ヶ月**の売上高合計が前年(又は前々年)同期比▲30%以上減少
- ②令和3年5月又は6月の**月単位**の売上高が前年(又は前々年)同期比▲30%以上減少 **《New》**

(2)給付金の算定方法 ※給付上限額なし

( 社会保険料事業主負担 ※1 - 既に受給した協力金等 ※2 )

× 売上高減少幅((30%～50%)/50%) × 2/3 (補助率)

※1 5月と6月の2ヶ月が要件に該当する場合は事業主負担は2ヶ月分で算定

※2 「営業時間短縮要請協力金」、「営業時間短縮要請対応臨時給付金」を既に受給している場合は算定から控除する

## 3. 事業費等

■事業費 2.8億円

■事業者数 約530事業者(延べ事業者数)

## 4. 追加期間分の支給スケジュール等

追加期間分の申請受付開始: 6月28日

支給開始: 7月中旬以降(できるだけ速やかに)



新型コロナウイルス感染症によって特に影響を受けている事業者を応援するため、  
**地産地消キャンペーン「コロナに負けるな！高知家応援プロジェクト」を展開**

**8月下旬より順次スタート**  
※観光分野等一部実施中  
※感染状況を踏まえて実施

**【Ⅰ. 県産品の購入・消費を促進する地産地消キャンペーン】**

**1 県産品地産地消キャンペーン 38,240千円**

県内飲食店等及びアンテナショップまると高知で、県産食材を使用したキャンペーンメニューを注文してスタンプを3個集めた方を対象に、抽選で4,000名に4,000円相当の県産品詰め合わせをプレゼント（8月下旬～12/31）



**2 土佐酒地産地消キャンペーン 26,940千円**

県内酒販店・量販店及びアンテナショップまると高知で、土佐酒を一定額以上購入した方を対象に、抽選で4,000名に3,000円相当の土佐酒をプレゼント（8月下旬～12/31）



**3 県産畜産物や水産物の学校給食への提供 174,221千円**

感染拡大により大きな影響を受けている畜産物や水産物を学校給食の食材として提供（9月上旬～12/31）



**4 土佐茶の消費拡大 4,849千円**

県内直販所や量販店等で販売するパック売りタイプの土佐茶に、クリアボトルのノベルティを付けて販売（8月下旬～12/31）



**影響を大きく受けた品目を重点支援**

- （農産物）ししとう、小なす、米なす  
大葉、メロン、土佐茶
- （畜産物）豚、四万十鶏、土佐ジロー、  
土佐はちきん地鶏、和牛
- （水産物）養殖魚（マダイ、カンパチなど）
- （加工食品）日本酒、土産物 など



**【Ⅱ. 県内観光等を促進する地産地消キャンペーン】 ※本県及び全国の感染状況を踏まえて実施**

**1 高知観光トク割キャンペーン 1,093,750千円**

県内在住者の県内旅行を対象に、旅行・宿泊代金の最大50%割引（上限5,000円/人泊、日帰り旅行の場合は上限5,000円/人）と土産物店、飲食店、観光施設等で利用できる2,000円分の「おもてなしクーポン」を配布（4/29～7/21で実施中（5/25～事業休止中）のキャンペーンを12/31まで延長）



**2 高知県GoToEatキャンペーン 107,888千円**

感染予防対策に取り組みながら営業を続ける飲食店を応援

〔 国においてR2/11/2～7/26で実施中（5/26～6/20利用自粛中）のキャンペーンを次のとおり延長  
販売期間：7/9～11/15 利用期間：7/27～12/15 〕



**3 貸切バス利用促進キャンペーン 19,752千円**

県内在住者の県内旅行等を対象に、ガイドラインに基づく感染予防対策が実施されている貸切バスの借上料を支援（～12/31）

**【Ⅲ. プロジェクト広報】**

**1 高知家応援プロジェクト推進協議会事業 15,000千円**

民間企業と連携した県内メディアによるプロジェクト広報（～12/31）

**2 公共交通機関等での広報 38,912千円**

バス、路面電車、鉄道、タクシー、運転代行の車両等でのプロジェクト広報（～12/31）





ポイント

新型コロナウイルス感染症の影響により需要が落ち込んだ県産物について**国内での外商活動を強化**するとともに、国際的な経済活動の再開を見据えて**海外への輸出拡大に向けた取組を強化**

国内での外商活動を強化

49,415千円

＜農水産物・食品分野＞

- 「高知家の魚 応援の店」と連携し、県産物を使用した「高知フェア」を拡充して実施

内容

**拡** 水産物外商活動支援事業委託料 19,154千円

- ・県産物を使ったメニューを提供する高知フェアの開催店舗の拡大（200店舗→300店舗）
- ・養殖魚（マダイ、カンパチ）、地鶏（土佐ジロー、土佐はちきん地鶏）のサンプル無償提供
- ・プレゼントキャンペーンの拡充（土佐酒等の追加）
- ・WEB広告等による効果的なPRの実施



- 関西卸売市場関係者と連携し、関西圏の量販店・飲食店での県産水産物を使用した「高知フェア」等を拡充して実施

内容

**拡** 関西地区水産物販売促進事業委託料 30,261千円

- ・量販店・飲食店等への販売促進活動（「高知フェア」の開催を広く展開）の実施

海外への輸出拡大に向けた取組を強化

217,938千円

＜農水産物・食品分野＞

- 土佐酒、ゆず、水産物などの輸出拡大に向け、品質向上や衛生管理に必要となる機器導入・施設整備等を支援

内容

**新** 食品輸出競争力強化施設整備等事業費補助金198,002千円

- ・補助内容：輸出拡大に必要な機器導入、施設整備等への支援
- ・補助先：中小企業者等（新県版HACCP第2ステージ以上の取得等が要件）
- ・補助率：2/3（上限15,000千円）

＜林業分野＞

- 国際的な木材需要の高まりを契機として、台湾及び米国をターゲットとした販路拡大の取組を実施

内容

**新** 県産材輸出促進事業委託料 14,216千円

- ・台湾の複合型住関連ショールームに県産材製品等を展覧
- ・オンラインセミナーやオンライン商談会の実施 等

**新** グローバル産地づくり推進事業費補助金 5,720千円

- ・補助内容：米国向けスギの生産・輸出体制構築のための事業計画策定等の支援
- ・補助先：高知米国市場開拓協議会（仮称） ・補助率：定額



背景・目的

○国において「事業再構築補助金」が創設され、中小企業者等の業績の回復を図るための挑戦を支援しているが、緊急事態宣言地域への優遇措置等による本県事業者の採択率の低下や、国の要件(※)が厳しい、といった課題

※国の事業再構築要件：「製品等の新規性」、「市場の新規性」、「新たな売上高10%以上」など複数の要件を満たすことが必要。

⇒感染症拡大によるダメージを受けながらも、**新製品の開発や新サービスの提供、新市場への展開など、設備投資を伴う新たな取組に意欲的にチャレンジする中小企業者等を幅広く支援**

**新 新事業チャレンジ支援事業費補助金の概要**

(1) 対象事業者

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が10%以上減少(※)した中小企業者等  
※R2年10月以降の連続する6ヶ月間の売上のうち、任意の3ヶ月とコロナ以前同3ヶ月を比較

事業計画(事業戦略、経営計画等)の策定又は国の再構築補助金申請時の事業計画が必要

(2) 補助メニュー

|       | 対象(設備投資を伴うもの)  | 補助率            | 補助金額              |
|-------|--|----------------|-------------------|
| ①再構築枠 | <b>事業再構築にチャレンジする事業者</b><br>・「新製品・新サービス」「新市場」「総売上高に占める新製品等の売上高(※)」など、複数の要件を満たす必要あり<br>※売上高要件は、国の10%に対して、県では5%に緩和<br>・売上高以外は国補助金と同要件 | 中小2/3<br>中堅1/2 | 100万円<br>～3,000万円 |
| ②一般枠  | <b>新たな取組にチャレンジする事業者</b><br>・「新製品・新サービス」「新市場」「製造方法・提供方法の変更」のいずれかで可<br>・新製品等の売上高要件なし   | 1/2            | 50万円<br>～1,500万円  |

(3) 補助対象経費

新たな取組に必要な設備投資費とそれに伴う関連経費

<例> ※原則国補助金と同じ

- 建物の建築・改修・撤去、賃貸物件の原状回復
- 機械装置・システム構築や専用ソフトの購入
- クラウドサービス利用料
- 製品開発に要する加工・設計等の外注、専門家経費

(4) スケジュール(予定)

- ①公募開始 7月上旬
- ②交付決定 8月末
- ③補助事業完了 令和4年2月中旬

申請内容は外部有識者を含む審査会において、  
・新規性 ・市場性  
・実現可能性 ・事業費や売上目標の妥当性  
などの着眼点で総合的に審査。  
高い事業効果が見込まれる事業を、予算の範囲内で採択

※産業振興センターへの間接補助

事業者の自己負担軽減支援



利子・保証料の一部を負担する制度も創設

- 融資限度額5,000万円 ○金利2.17%以内(うち1%以内県負担)
  - 保証料0.25% ※ ○期間10年以内(据置2年以内)
- ※財務状況が平均的な事業者の場合

補助金(国補助含む)  
+ 利子・保証料補給  
+ 伴走支援のパッケージで、  
**新たな取組にチャレンジする事業者を総合的に支援**



認定支援機関等による伴走支援



事業者の事業計画期間におけるPDCAの実行支援



## 新事業チャレンジ支援事業費補助金の活用イメージ

### 再構築枠

○「**新製品・新サービス**」、「**新市場**」、「**新事業の売上高5%以上**」など、**複数の要件を満たす必要あり**

※「新製品・新サービス」とは、過去5年以内に製造等を行った実績がないもの

＜新分野展開＞要件：「**新製品・新サービス**」、「**新市場**」、「**売上高5%以上**」

・製造業者が、生産設備を導入し、需要が見込まれる新規事業として福祉分野向けの製品の製造を開始

新市場

新製品

＜事業転換＞要件：「**新製品・新サービス**」、「**新市場**」、「**売上高構成比最大**」

・漫画喫茶を営む事業者が、店舗の一部を改修し、ビジネス層向けのテレワーク用スペースの運営を開始

新サービス

新市場



＜業種転換＞要件：「**新製品・新サービス**」、「**新市場**」、「**売上高構成比最大**」

・BtoBで製品を販売していた製造業者が、工場を改修し一般の方をターゲットとして、関連製品を含めた小売店舗の経営を開始

新サービス

新市場

＜業態転換＞要件：「**提供方法の変更**」、「**既存の店舗縮小**」、「**売上高5%以上**」

・飲食店が、コロナの影響で客足が遠のいた店舗の一部を縮小し、キッチンカーによる移動販売を開始

提供方法の変更

既存の店舗縮小



(※) 売上高構成比最大：新たな製品等の属する事業（又は業種）が売上高構成比の最も高い事業（又は業種）となる事業計画を策定することが必要

### 一般枠

○「**新製品・新サービス(※1)**」、「**新市場**」、「**製造方法・提供方法の変更**」の**いずれかの要件を満たせば可**

(※1)コロナ発生以降(R2.4.7)の取組の本格展開も可

※新製品等の売上高に関する要件は設けない

(ただし、事業経費と売上目標の妥当性については審査会において審査を行う)

＜新製品の開発＞

・日本酒を製造していた酒造メーカーが、醸造タンクを購入して新たな酵母を使った日本酒を製造し、現在と同様の取引先に販売



＜新市場への進出＞

・店舗販売を行っていた弁当業者が、病院や福祉施設での弁当販売を新たに開始



＜提供方法の変更＞

・コロナ禍でテイクアウト販売を開始した飲食店が、厨房機器を増設し、テイクアウト販売を本格展開

・ヨガ教室が、室内での密を回避するため新たにオンライン形式でのヨガ教室も開始

※「一般枠」では、国補助金や県の「再構築枠」の要件を満たさないものの、現在の厳しい経営状況を好転させるために、事業者が取り組むチャレンジを幅広く支援

## 1 感染予防、感染拡大防止

**NEW** 病院・診療所における新型コロナウイルスワクチン個別接種等への支援 507,058  
(新型コロナウイルスワクチン個別接種等促進事業費補助金)

新型コロナウイルスワクチンの個別接種や市町村の集団接種を促進するため、病院や診療所に対し、接種回数や接種会場への派遣回数に応じた支援を行う。

補助先：医療機関

補助率：定額（10/10）

- ①接種回数に応じて一定額(2,000円/回など)を支給
- ②接種会場への派遣回数に応じて一定額(7,550円/時間など)を支給

(健康政策部 健康対策課)

**拡** 県立学校の感染症対策 194,606

感染予防・感染拡大防止対策として、県立学校における手洗の自動水栓化やトイレの洋式化などを実施する。

(教育委員会 学校安全対策課)

## 2 事業の継続と雇用の維持

**拡** 休業等により収入が減少する方等への支援 2,053,197  
(生活福祉資金貸付事業費補助金)

生活福祉資金の特例貸付の申請受付期間を8月末まで延長することに伴い、貸付原資の積み増しを行う。

補助先：(福)高知県社会福祉協議会

補助率：10/10以内

補助対象：生活福祉資金貸付事業  
(緊急小口資金・総合支援資金)に係る貸付原資

### <既計上予算対応>

**生活困窮者の自立に向けた支援 34,320**  
(新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金)

総合支援資金の再貸付終了後も支援を必要とする方等に対して、就労による自立を図るため、自立支援金を支給する。(町村分)

対象者：総合支援資金が限度額に達している世帯等で、収入や資産、求職等の国が定める要件を満たすもの  
支援金額(世帯月額)：単身6万円、2人8万円、3人以上10万円  
支給期間：最大3ヶ月  
申請受付期間：7/1～8/31(予定)

(子ども・福祉政策部 地域福祉政策課)



**NEW**

**孤独・孤立等の不安を抱える女性に対する支援 15,000**  
(女性の活躍支援事業委託料)

県、市町村、学校などにおける女性用品の提供等を通じて、孤独・孤立などの不安を抱える女性を適切な支援につなげる。

委託内容：相談支援機関に関する情報発信、相談員向けの研修、女性用品の配布を通じた支援機関へのつなぎ

委託先：(福)高知県社会福祉協議会

(子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課)

**NEW**

**外国人材の受入事業者への支援 69,861**  
(外国人材入国時待機費用支援補助金)

事業者の外国人材の確保を支援するため、外国人材が入国する際の待機にかかる経費の一部を補助する。

補助先：外国人材受入事業者等

補助率：1/2

補助対象：県内で雇用される外国人材が入国する際に事業者等が負担する宿泊費

(商工労働部 雇用労働政策課)

**NEW**

**農業者の次期作に向けた取組に対する支援 140,190**  
(高収益作物次期作支援事業費補助金)

新型コロナウイルス感染症により価格が下落している県産農産物を対象として、農業者の次期作に向けた取組を支援する。

対象品目：令和3年1月～3月の間に卸売市場での売上が平年の2割以上減少した月のある品目のうち、国交付金の対象とならない品目(ししとう、小なす、ブロッコリー、土佐文旦など)

補助率：定額 (①又は②のうち、どちらか金額が低い方)

①次期作に取り組む面積×交付単価

②品目ごとの減収額の8割の合計

補助対象：生産・流通コストの削減、生産性又は品質向上に要する資材等の導入、土づくり・排水対策等の作柄安定対策等

(農業振興部 農産物マーケティング戦略課)

## 3 経済活動の回復

**NEW**

**原木の供給体制強化につながる取組を支援 139,225**

輸入材の減少に伴い国産材の代替需要が高まる中、県産材の供給を拡大するため、協定による製材事業者の原木の安定取引及び林業事業者の高性能林業機械の導入を支援する。

(1) 原木安定取引推進事業費補助金 61,200千円

補助先：製材事業者

補助率：定額 (1,700円/m<sup>3</sup>)

補助対象：協定に基づく原木調達に必要な経費(輸送費等)

(2) 高性能林業機械等整備事業費補助金 78,025千円

補助先：林業事業者

補助率：1/2以内 (補助上限額 15,000千円)

補助対象：高性能林業機械 (データ取得可能な機種に限る)

(林業振興・環境部 木材産業振興課、木材増産推進課)

**NEW**

**映画「竜とそばかすの姫」の上映をきっかけとした  
観光プロモーションの展開 38,288**  
(観光振興推進事業費補助金)

本県を舞台にした映画「竜とそばかすの姫」の上映をきっかけに、映画と関連した観光プロモーションを展開し、「映画の舞台＝高知」をPRすることを通じて、観光需要の早期回復につなげる。

補助先：(公財)高知県観光コンベンション協会

補助率：定額

補助対象：「竜とそばかすの姫」上映をきっかけとした観光プロモーションに要する経費

(観光振興部 観光政策課)

**NEW**

**高知新港高台用地への進出企業に対する支援  
【債務負担(R4～R5)】183,473**  
(高知新港企業用地・高台用地企業立地促進事業費補助金)

高知新港高台用地への進出企業に対して、土地、建物等の取得にかかる経費の一部を補助する。

補助先：高知新港高台用地進出予定企業

補助率：①土地及び減価償却資産取得事業：

投下固定資産額の10%

②新規雇用促進事業：

県内新規雇用者1人につき、100万円(正規雇用)を乗じて得た額

(土木部 港湾振興課)

## 4 その他

**NEW**

**牧野植物園の駐車場拡張 7,634**  
(測量設計等委託料)

牧野植物園における駐車場不足を解消するため、駐車場の改修に必要な設計等を行う。

委託内容：牧野植物園における駐車場の改修工事に関する測量及び設計

委託先：民間事業者

(林業振興・環境部 自然共生課)

**拡**

**危機事象への備え 600,000**  
(予備費)

感染予防、感染拡大防止や経済影響対策に機動的に対応するため、予備費を追加計上する。

<今年度の使途> ※6/18時点

既計上の予備費640,000千円のうち、584,675千円を充当

・「高知観光トク割キャンペーン」の実施

・高知県高等学校体育大会の開催に当たっての簡易検査キット購入

(総務部 財政課)

|                       |                            | 1<br>感染予防<br>感染拡大防止 | 2<br>情報発信<br>相談体制整備 | 3<br>経済影響対策 | 4<br>危機事象への<br>備え(予備費) |
|-----------------------|----------------------------|---------------------|---------------------|-------------|------------------------|
| 1. 令和元年度及び令和2年度予算     | 約919億円<br>(うち債務負担行為 243億円) | 354                 | 0.5                 | 555         | 10                     |
| 2. 令和3年度当初予算          | 約140億円                     | 71                  | 3                   | 61          | 5                      |
| 3. 補正予算(5月25日専決処分)    | 約14億円                      | 14                  | 0                   | 0           | 0                      |
| 4. 補正予算(6月7日専決処分)     | 約10億円                      | 10                  | 0                   | 0           | 0                      |
| <b>新</b> 5. 6月補正予算(案) | 約102億円<br>(うち債務負担行為 2億円)   | 39                  | 0                   | 57          | 6                      |

計

|     |     |     |          |
|-----|-----|-----|----------|
| 488 | 3.5 | 673 | 21<br>※1 |
|-----|-----|-----|----------|

対策規模 約1,185億円

(うち債務負担行為 245億円)

※R元年度予備費0.3億円を含む

※R2年度補正予算における減額分を除く

※1 うち1 感染予防、感染拡大防止に5.1億円  
2 情報発信、相談体制整備に0.1億円  
3 経済影響対策に8.5億円を充当